平成２６年（フ）第２２７８号
奈良県生駒市小瀬町101番地１　メゾンコンフォール　305、開始決定時の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目14―３　マリナヴィラ1304号
破産者　東山　　太
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４８８号
大阪市生野区林寺２丁目４番29号
破産者　桃崎　寛史
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７８号
大阪府吹田市竹見台４丁目８番Ａ２―310号
破産者　栗田　恵子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０３号
大阪府茨木市南春日丘３丁目１番11号　ヒルポイント春日丘201号
破産者　井脇　　隆
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０４号
大阪府寝屋川市高倉１丁目12番12号、前住所大阪府寝屋川市打上中町13番５―601号
破産者　井脇　真美（旧姓椋木）
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９９号
大阪府東大阪市三島３丁目15番17号
破産者　モデル企画こと　山岡　典正
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１３号
大阪市淀川区宮原２―12―14　ライオンズマンション新大阪第５―324号室、住民票上の住所大阪市西区立売堀３丁目６番５号　501
破産者　松澤　知明
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４２号
大阪府東大阪市島之内２丁目３番12号
破産者　木村　伸司
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４００８号
大阪府茨木市郡５丁目13番20号　ラヴィッサン203号
破産者　伊藤　浩和
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１３号
大阪府吹田市竹見台４丁目８番Ａ２―310号
破産者　やよい住建こと　栗田　陽介
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１２８号
大阪市住吉区長居東１丁目27番７―305号
破産者　小岡　久子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５１号
大阪市天王寺区上汐３丁目３番３号　マルイチビル603号
破産者　河村　信輝
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１７４号
大阪市鶴見区横堤２丁目18番４号
破産者　美浪　　修
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２０６号
大阪市住之江区新北島７－２―27―1405、住民票上の住所大阪府守口市東郷通１丁目１番４号
破産者　村瀬富士信
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２１号
大阪市住吉区苅田５丁目19番７号　シルバーハイツ504号
破産者　永尾　吉信
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６１５号
堺市西区浜寺石津町西４丁15番28号　メゾン浜寺206号
破産者　石村　俊宜
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１２号
堺市美原区小平尾413番地３　フィールズ103号室、住民票上の住所大阪府富田林市若松町２丁目２番10号Ｂ―203
破産者　**廣**谷　嘉郎
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５７号
大阪府南河内郡太子町大字春日84番地の17
破産者　平岡　ユミ
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係